

第1章

第3次佐倉市地域福祉計画について

1 計画策定にあたって

昭和26年に制定された社会福祉事業法は、社会福祉基礎構造改革の検討を経て、平成12年6月に社会福祉法（以下「法」という。）へと変わりました。これにより、福祉サービスが、それまでの措置制度から契約制度に移行されるとともに、「地域福祉の推進」が国の福祉政策の大きな柱として掲げられることとなりました。

地域住民は、“地域福祉を推進する担い手”とされ、法第4条に、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」との規定が置かれました。

また、法第107条に、「(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を、一体的に定める市町村地域福祉計画を策定する際には、市町村は、住民等の意見を反映し、計画の公表等に努めなければならない」と規定され、法定計画として地域福祉計画が位置づけられました。

佐倉市では、平成20年3月に「第1次佐倉市地域福祉計画」を策定し、続いて、平成23年3月に「第2次佐倉市地域福祉計画」を策定しました。第1次及び第2次の佐倉市地域福祉計画の内容は、住民の生活課題を広範に収集し、それらの課題を解決するための具体的な取組みを重点的に取り上げたものでした。

一方、佐倉市では、佐倉市総合計画（以下「総合計画」という。）において、まちづくりの基本方針である「基本構想」の実現を目指して、推進すべき施策を体系的に定めているほか、法令等に基づき、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、健康増進、青少年育成、男女平等参画及び防災等について、それぞれに分野ごとの行政計画（以下「個別計画」という。）を策定しており、それらに基づいて施策が推進されています。

これまでの地域福祉計画は、その策定過程において、地域で住民が抱えている様々な課題を明らかにすることができましたが、計画の内容をみると、個別

計画の施策を再掲載したものが多数あることが認められます。この点については、佐倉市地域福祉計画推進委員会が平成27年10月31日に発表した「第2次佐倉市地域福祉計画報告書」^(※1)において、「個別計画や総合計画との役割分担等の整理が不十分である」との指摘がされています。

そのため、第3次佐倉市地域福祉計画（以下「第3次地域福祉計画」という。）の策定にあたっては、個別計画との役割（機能）の分担など、地域福祉計画の必要性や計画の在り方について抜本的な見直しを行いました。

その結果、法第107条に規定されている市町村地域福祉計画において定めるべき事項のうち、「(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」及び「(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」については、個別計画において福祉サービスの提供及び社会福祉を目的とする事業に関する取り組みが規定されていることから、第3次地域福祉計画は、「(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を重点的に規定する計画とすることとしました。

また、住民はもとより、地域で活動している団体や事業所、専門機関や行政等が連携して、従来の公的サービスだけでは解決できなかった課題や、今後想定される新たな課題の解決を図り、地域で生活する誰もが、住み慣れた家や慣れ親しんだ地域で、安心して幸せに暮らすことができ、「この地域に住んで良かった」、「この地域に住み続けたい」と思っただけのような地域づくりを進めることを第3次地域福祉計画の基本方針として、策定作業を進めました。

更に、計画書の編集にあたっては、住民一人ひとりが地域づくりに参加する際に、計画書をガイドブックとして活用できるように、住民が主体となって地域で取り組まれている活動事例などを数多く掲載することにしました。

2 計画の期間

第3次地域福祉計画は、第4次佐倉市総合計画・後期基本計画と整合性を持たせるため、平成28年度（2016年）を初年度として、平成31年度（2019年）を最終年度とする4年計画とします。

	28年度	29年度	30年度	31年度
第4次佐倉市総合計画・後期基本計画	→			
第3次佐倉市地域福祉計画（佐倉市地域福祉ビジョン）	● 第3次佐倉市地域福祉計画			

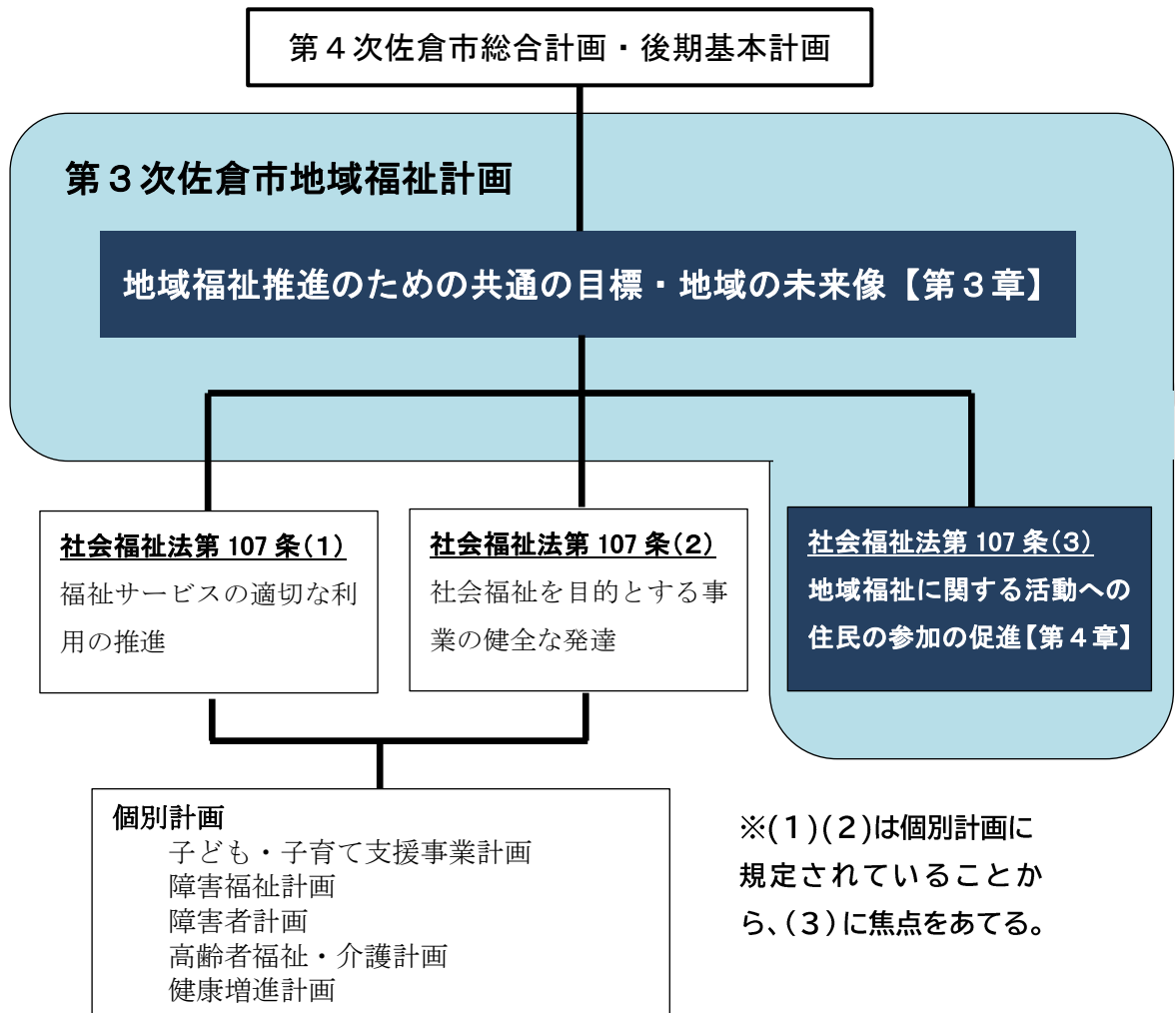
※1 巻末資料53頁参照。

3 計画の位置付け

第3次地域福祉計画は、第4次佐倉市総合計画・後期基本計画を上位計画とし、法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定しています。

第3章において、佐倉市における地域福祉推進のための共通の目標となる、目指すべき地域の未来像をビジョンとして提示し、第4章において、法に規定されている地域福祉を推進するための個別の施策のうち、「(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に焦点をあてて、その取組みの方向性を定めています。

【図1】第3次佐倉市地域福祉計画及び関連する計画



佐倉市の個別計画

佐倉市は、法令等に基づき、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、健康増進、青少年育成、男女平等参画、防災等について、分野ごとに個別計画を策定しています。ここでは、3頁の図1に記載している個別計画について解説します。

・「子ども・子育て支援事業計画」：

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画。国より示された「教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、平成27年3月に策定。

・「障害福祉計画」：

「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画。国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、佐倉市の特性や独自の課題等をふまえ、必要な事業の見込み量、見込み量を確保するための方策を定める計画。平成27年3月に第4期計画を策定。

・「障害者計画」：

「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を明確化するための計画。平成28年3月に第5次改訂版計画を策定。

・「高齢者福祉・介護計画」：

「老人福祉法」第20条の8に基づく市町村老人福祉計画及び「介護保険法」第117条に基づく市町村介護保険事業計画。平成27年3月に第6期計画を策定。

・「健康増進計画」：

「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成31年度）」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取り組み方法を示した計画。国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健の推進計画である「健やか親子21」とも整合性を保ち、それぞれの計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画。平成25年2月に第2次計画を策定。